

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <http://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

第75号

国賀海岸(通天橋)

西ノ島町

波の浸食によって出来た洞窟が入口部分を残して崩れたために形成された地形です。溶岩の成分の違いによって黒い溶岩と白い溶岩の地層があり、さらに鉄分を含む黒い溶岩が酸化してできた赤い地層も見られるなど、独特の色合いをしています。

〔西ノ島町観光協会HPより〕



ご挨拶



公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 初美

盛夏の候 生活衛生関係営業の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から関係行政機関はもとより、(株)日本政策金融公庫をはじめとして関係団体、各生活衛生同業組合の皆様方には当センターの業務推進に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年10月に予定されている消費税の増税と軽減税率の導入、キャッシュレス化等を契機に、これだけは知っておきたいキャッシュレスの基本について一緒に学ぶために、当センターでは本年8月26日、くにびきメッセにおいて「生衛業キャッシュレスセミナー2019 in 島根」を開催することとしておりますので多くの方のご参加をお願い致します。

また、令和2年4月1日より改正健康増進法により原則屋内禁煙となります。喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となりますが、受動喫煙対策の支援策として、財政支援や税制措置が講じられることとなっておりますので、財政・税制支援について、引き続き最新の情報を提供して参ります。

今後とも、行政・関係機関のご指導のもと各生活衛生同業組合と連携を図りながら、生活衛生関係営業の方々に対しまして、経営の安定と健全な発展等のため一層の努力をしていく所存でございますので、皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。

令和元年度

生活衛生業界

功労者表彰受賞

おめでとうございます。

永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞されました。これからもお元気でご活躍ください。

◆叙勲

瑞宝単光章

後藤 勇 様

飲食業生活衛生同業組合



◆県生活衛生同業組合 連合会理事長表彰

井川 正志 様

理容生活衛生同業組合

山田 朋由 様

飲食業生活衛生同業組合

野中 満 様

食肉生活衛生同業組合

皆美 佳邦 様

旅館ホテル生活衛生同業組合

西村 満幸 様

旅館ホテル生活衛生同業組合

皆様の身近なアドバイザー

次の方々が発行特別相談員に委嘱されています。営業資金の融資、経営、衛生面等、お気軽にご相談ください。

旅館・ホテル	理容	美容	
川津 邦雄 金子 俊之 狩野 克弘 小川 進介 飯田 薫	安食 宣雄 佐賀 洲壽 福代 一成 熱田 幹夫	大森 京子 齋藤 恵子 土井 眞紀子 田中 隆雄	
クリーニング	飲食	すし	食肉
錦織 豊 三好 正師 安部 由美子	加田 憲三 波多野 辰男 小原 美静 上杉 益久	大畑 一宏	田村 久美子

(注)委嘱期間は、令和3年1月31日までです。

“安全・安心・清潔を約束するSマークに登録しましょう”

標準営業約款は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。未登録店の方は、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお問合せください。

(対象) 5種
理容店、美容店、クリーニング店、
一般飲食店、めん類飲食店
(登録基準日) 年2回
8月1日、2月1日



理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店のSマークは、3つのSをお約束するマークです。

- Safety = 安全であること
- Standard = 安心であること
- Sanitation = 清潔であること



Sマークの当店は、3つのSを保証します。安全・安心・清潔

組合トピックス

第57回全飲連全国沖縄県大会に参加して

飲食業生活衛生同業組合 副理事長 小村 慎二

第57回全飲連全国沖縄県大会が、6月26日(水)、沖縄コンベンション劇場にて、本年度は島根県飲食業組合より22名、全国から総勢1,200名の組合員の皆様の参加にて開催されました。悪天候が予想される中での全国沖縄県大会でしたが、無事に大会を終えて帰ることが出来ました。

大会は開会式典、表彰式、大会宣言、特別プログラムと大変長時間でしたが、特別ゲストとして歌手の夏川りみさんのステージもあり、すばらしい歌声に感動致しました。



今回は、オプションとして、ひめゆりの塔、首里城、国際通り等見学もでき、参加された皆様はまたひとつ楽しい思い出が増えた事と思います。

次期開催は、2020年6月3日(水)、群馬県にて開催されます。群馬県飲食業組合の皆様、宜しくお願い致します。

沖縄県飲食業組合の皆様、ありがとうございました。



第45回島根県美容技術選手権大会開催

美容業生活衛生同業組合



令和元年7月8日、くにびきメッセにて「島根県美容技術選手権大会」を開催しました。各支部より選ばれた美容師、県内3校の美容学校の生徒、総数56名が各部門に出場しました。選手は、練習成果を発揮して輝いていました。応援席には、職場の先生、先輩、同僚、友達、家族、美容組合の先生方、そして各美容学校の先生と後輩、280名がかけつけてくれました。

鳥取県より来ていただいた審査委員長の浅井慶子先生を筆頭に審査が行われ各部門の優勝者、優秀賞者が選ばれました。

その中で、最も優れていた作品として、出雲支部の落合遥菜さんへ丸山達也知事より「島根県知事賞」が渡されました。

この秋10月22日に神戸にて全国大会が開催されます。出場される優勝者の美容師さん達には、島根県代表として大いなる活躍を期待しております。



令和元年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催

クリーニング業法では、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者は定期的に研修・講習を受けなければならないと定められています。

この研修・講習は消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために実施するものです。

クリーニング師

業務に従事した後1年以内に、その後は原則として3年を超えない期間毎に受講しなければならないと定められています。

業務従事者

営業者は、従事者数の5分の1の業務従事者を選びクリーニング所の開設後1年以内にその後は、3年を超えない期間毎に毎回受講させなければならないと定められています。

□研修・講習科目の内容

1. 衛生法規及び公衆衛生
2. 洗濯物の受取、保管及び引渡し
3. 洗濯物の処理
4. 繊維及び繊維製品

□受講料 クリーニング師研修 5,000 円 業務従事者講習 4,500 円

□申込方法

受講をご希望の方に受講申込書をお送りしますので、指導センターへご連絡下さい。

□研修会・講習会の日程

区 分	日 時	場 所
クリーニング師研修	令和元年10月27日(日) 午後12時30分～午後5時 令和元年11月24日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1) いきいきプラザ島根 (松江市東津田町1741-3)
業務従事者講習会	令和元年10月27日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
通信制 クリーニング師研修 業務従事者講習	<受講申込期間> 令和元年10月1日(火)～31日(木) <レポート提出期限> 令和元年12月5日(木)	—



令和元年度 生活衛生営業経営特別相談員研修会

本年度の経営特別相談員の研修会を下記のとおり開催します。経営特別相談員の方のご参加をお願いします。

日時 令和元年9月9日(月) 13:30～16:30

場所 松江市殿町369 「サンラポーむらくも」 2階「八雲」
TEL: 0852-21-2670

- 1 衛経融資制度について 日本政策金融公庫松江支店 国民生活事業 融資課長 高津 俊也 氏
- 2 生活衛生事業者役に立つ各種支援制度について 島根県商工会連合会 経営支援課長 多根俊一郎 氏
- 3 最低賃金制度について 島根働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 糸原 るい 氏
- 4 生産性向上マニュアルの活用方法について (公財)島根県生活衛生営業指導センター 経営指導員 黒田 謙

島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

風しんを予防しましょう

島根県内で風しんが流行しています！

○昨年夏頃から都市部で流行しはじめ、平成31年4月以降、県内で相次いで発生しています。

「風しん」とは・・・

- 風疹ウイルスを原因とし、発疹、発熱、リンパ節の腫れを主症状とする感染症です。風しんウイルスの感染経路は、飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。
- 妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、**生まれてくる赤ちゃんに心疾患や難聴、目の障がい（先天性風しん症候群）**が起こる可能性があるため、妊婦にとって大変危険な感染症です。

風しんの予防・まん延防止対策

- 風しんに対する免疫が十分かどうかを抗体価で調べるため、**抗体検査を受けましょう**。妊娠中の方は、予防接種が受けられないため、**家族等周囲の方に抗体検査を受けてもらいましょう**。
- 抗体検査の結果、**免疫が十分でない方は、予防接種を受けましょう**。
- 風しんを疑う症状（発熱、発疹など）が出現したときは、早めに医療機関を受診しましょう。
- 事業主は、従業員に風しん予防の周知を行うとともに、抗体検査や予防接種を受けたい従業員の休暇等にご配慮ください。

無料の抗体検査・予防接種費助成

昭和37年4月2日～
昭和54年4月1日生
まれの男性

- ・2022年3月31日まで無料で抗体検査と予防接種が受けられます。
- ・お住まいの市町村から発行されるクーポン券を利用して指定の医療機関で受診してください。
- ・対象となる条件など、詳しい情報は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

風しんの追加的対策 [検索](#)

妊娠を希望する女性及びその同居者、
抗体価の低い妊婦の同居者

【抗体検査】

- ・島根県と松江市は、無料の抗体検査を実施しています。ご希望の方は、指定の医療機関で受診してください。
 - ・対象となる条件、指定医療機関など、詳しい情報は、島根県・松江市それぞれのホームページでご確認ください。
- ※島根県・松江市HPで [風しんの抗体検査](#) [検索](#)

【予防接種】

- ・妊娠を希望する女性などの予防接種に対し、一部の市町村で費用助成を実施しています。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

事業者のみなさまへ ～ なくそう！望まない受動喫煙 ～

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1** 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2** 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3** 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

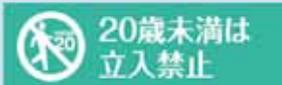
経過措置として選択可



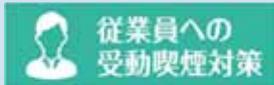
* 各種喫煙室の設置等は、省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。



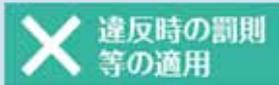
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務づけられます。



20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



義務違反時には指導、命令、罰則等が適用されることがあります。

財政・税制支援等について

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



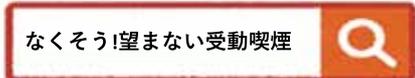
【税制措置】特別償却または税額控除制度

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf/P12>



詳しい情報はこちらへ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融資のご案内

日本政策金融公庫国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただきます。振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

◇ 振興事業貸付 ◇

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生貸付の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご融資額	1億5,000万円以内～7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	5,700万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
利率(注)	特別利率C	特別利率A、基準利率

(注)振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書や生産性向上に係る計画書を提出されると、最大0.3%(年率)利率が引き下げられます。

◇ 生活衛生改善貸付 ◇

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方(注)であって生活衛生同業組合などの推薦を受けた方	
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内)	運転資金 7年以内(1年以内)
利率	特別利率F	
担保・保証人	無担保・無保証人	

(注)常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業は20人)以下の会社または個人の方が対象となります。

※ご返済期間またはお使いみちなどによって利率が異なります。(生活衛生改善貸付は除きます。)
※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

【くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。】

《お問い合わせ先》

(公財)島根県生活衛生営業指導センター ☎ 0852-26-0651
 日本政策金融公庫 松江支店(国民生活事業) ☎ 0852-23-2651
 日本政策金融公庫 浜田支店(国民生活事業) ☎ 0855-22-2835



松江支店の高津です。
松江に来て2年目になります。
趣味は“旅行”です。
どうぞお気軽にご相談ください。



浜田支店の藤沢です。
趣味で“卓球”をやっております。
お気軽にご相談ください。
よろしくお願いします。



松江支店の野添です。
熊本県出身です。
12月1日“国宝松江マラソン”に出場します。
皆さまからのご相談をお待ちしております。



浜田支店の白砂(しらまさ)です。
“スキーとゴルフ”が趣味です。
皆さまからのご相談をお待ちしております。
よろしくお願いします。



『生衛業キャッシュレスセミナー 2019 in 島根』を開催します

2019年度厚生労働省国庫補助事業
情報通信技術等活用促進事業

参加費 受講料 無料

生衛業 キャッシュレスセミナー 2019 in 島根

セミナー + 相談展示会
定員：**150名** 制限無し

令和元年
8/26 (月)
13:30~16:30
開場 13:00

会場：**くにびきメッセ
(島根県立産業交流会館)
多目的ホール**
島根県松江市学園南一丁目2番1号

第1部 13:30~14:10
キャッシュレス決済の必要性と
キャッシュレス補助金について

第2部 14:20~16:00
出展企業プレゼン

主催：(公財) 全国生活衛生営業指導センター
(公財) 島根県生活衛生営業指導センター

セミナー会場

第1部 13:30~14:10
「キャッシュレス決済の必要性と
キャッシュレス補助金について」

2019年10月の消費税率引上げに合わせ、キャッシュレス決済
促進のための「キャッシュレス補助金」が助かります。
各店でキャッシュレス決済が必要なのか？キャッシュレス補助
金の内訳についてわかりやすく説明します。

株式会社OCIL 代表取締役 西ヶ崎隆雄

第2部 14:20~16:00
「出展企業プレゼン」

14:20~14:35 Air Pay
14:40~14:55 Pay Pay
15:00~15:15 LINE Pay
15:20~15:35 タイムズペイ
15:40~15:55 J-Coin Pay

セミナー
参加者
特典あり

展示会場

相談展示会は
14:00~16:30まで
入場自由です

14:00~16:30
キャッシュレス決済事業者
相談会

出展キャッシュレス決済事業者

- Air Pay
- Pay Pay
- LINE Pay
- タイムズペイ
- J-Coin Pay

お申込み・お問合せ

参加費 受講料 無料

(公財) 全国生活衛生営業指導センター TEL: 03-5777-0341
FAX: 03-5777-0342

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター TEL: 0852-26-0651
FAX: 0852-26-4684

主催：キャッシュレスセミナー 2019 in 島根 申込フォーム

ご記入の上、上記 FAX にてお申込して下さい。

氏名 (ふりがな)	ご所属(内職の場合は 150名以内)	職種(業種)
〒	ご所属の住所(150名以内)	電話番号
〒	ご住所	ご来店希望日時
〒	電話番号 FAX	

「キャッシュレス・消費税還元事業(補助金)」は、今年10月に予定されている消費税引上げに伴う対策として、2019年10月1日から2020年6月30日まで実施されます。

当事業に登録された決済事業者の加盟店になった中小・小規模事業者には、

- キャッシュレス決済に必要な機器と導入費用が無料
- キャッシュレス決済に係る手数料への補助
- キャッシュレス決済を利用されたお客様へ決済金額の5%のポイント還元等のメリットがあります。

この機会に、「キャッシュレス決済の必要性と補助金等の説明会」、決済事業者による「出展企業プレゼン」セミナーに是非ご参加ください。

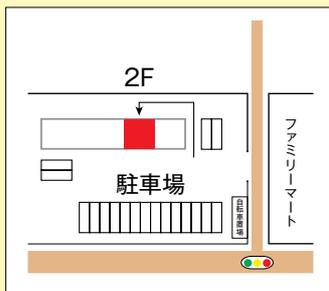
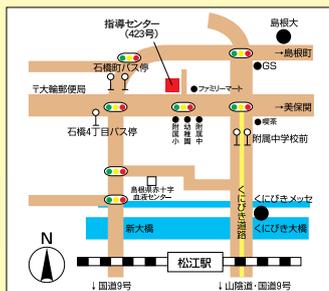
生衛業の皆様へ営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時~午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<http://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423号
TEL: 0852-26-0651 Fax: 0852-26-4684